

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年1月28日

愛媛県監査委員 高 田 健 司
同 松 下 行 吉
同 大 石 豪
同 高 石 淳

選定した特定の事件	県有施設(一般建築物)の管理について	
監査の結果に関する報告提出年月日	令和6年3月26日	
監査対象機関	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課	
監査の結果	措置の内容	
○法定の定期点検の実施について(愛媛県総合保健福祉センター) 県は、体育館等の法定の要件を満たす建築物について、用途廃止等で全く使用する可能性がない場合を除き、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める点検を実施すべきです。	体育館及び倉庫(旧看護宿舎)の法定点検を定期的実施することとした。 また、法定点検を確実にを行うため、法令の定めを再確認のうえ、本施設に必要な点検を整理し、センター内で共有することにより、再発防止に努める。	
監査対象機関	農林水産部森林局森林整備課	
監査の結果	措置の内容	
○法定の定期点検の実施について(えひめ森林公園(森林学習展示館他)) 県は、森林学習展示館について、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める点検を実施する必要があります。	森林学習展示館の法定点検を定期的実施することとした。 また、法定点検を確実にを行うため、法令の定めを再確認のうえ、本施設に必要な点検を	

	整理し、引継を行うことにより、再発防止に努める。
監査対象機関	経済労働部産業支援局経営支援課
監査の結果	措置の内容
<p>○「指定管理者更新に係る検証シート」及び「令和4年度指定管理者運営委員会検証シート」における施設の年間利用者数情報の誤りについて(テクノプラザ愛媛)</p> <p>県は、正確な数値情報の公開のために、情報の正確性のチェック体制を見直す必要があります。</p>	<p>「指定管理者更新に係る検証シート」及び「令和4年度指定管理者運営委員会検証シート」の年間利用者数を正確な数値に修正した。</p> <p>公開情報について情報の正確性が最重要であるにもかかわらず、チェック体制が不十分であったことから、情報公開にあたっては根拠資料との突合を複数人で確実にを行うなど、基本的なチェック体制を改めて徹底し、再発防止に努める。</p>